

宅 地 造 成 の 手 引 き

平成 28 年 4 月改訂

名古屋市住宅都市局建築指導部開発指導課

宅地規制担当 電話 052-972-2733（直通）

I 宅地造成等規制法について

1 はじめに

「宅地造成等規制法」は宅地造成に伴う^{がけ}崖崩れまたは土砂の流出による災害を防止するため、宅地造成に関する工事等について必要な規制を定めた法律です。この目的を達成するため、法律で災害の生ずるおそれ大きい市街地または市街地になろうとする区域を「宅地造成工事規制区域」に指定しています。この区域内において一定規模以上の宅地造成工事を行う場合には市長の許可が必要であることを定めています。

2 許可を要する工事

この法律が適用されるのは、次の(1)、(2)、(3)に該当する場合です。

(1) 許可の対象となる区域

宅地造成等規制法により市長が指定した宅地造成工事規制区域内の区域です（以下「規制区域」といいます。）。3 ページ参照。

(2) 許可の対象となる土地

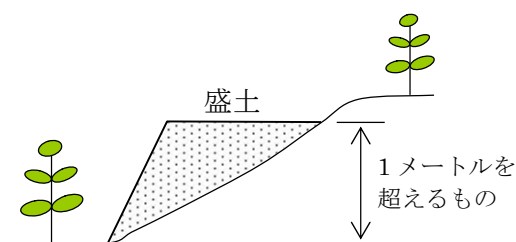
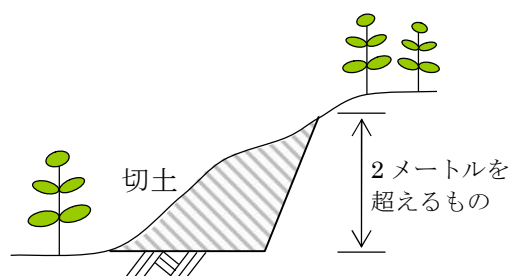
農地、採草放牧地および森林ならびに道路、公園、河川その他政令で定める公共の用に供する施設の用に供せられている土地以外の土地です。

(3) 許可を要する工事

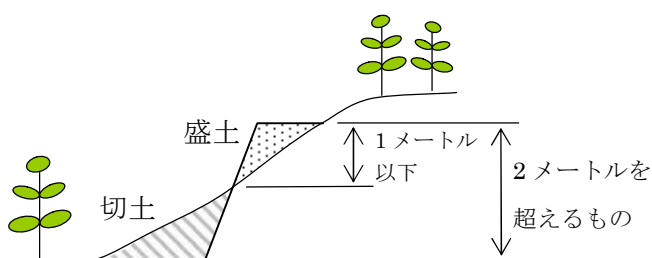
土地の形質の変更で次のア、イ、ウ、エ、オのいずれかに該当する工事です。

ア 切土の場合で、その部分に高さが 2 メートルを超える崖ができるもの。

イ 盛土の場合で、その部分に高さが 1 メートルを超える崖ができるもの。



ウ 切土と盛土とを同時にする場合で、その盛土の部分に高さが 1 メートル以下の崖が生じ、かつその切土と盛土をした部分に高さが 2 メートルを超える崖ができるもの。



エ 前各号のどれにもあてはまらない切土または盛土であっても、切土または盛土をする土地の面積が 500 平方メートルを超えるもの。

オ 過去に許可を受けた擁壁を新たに造り替えるとき。

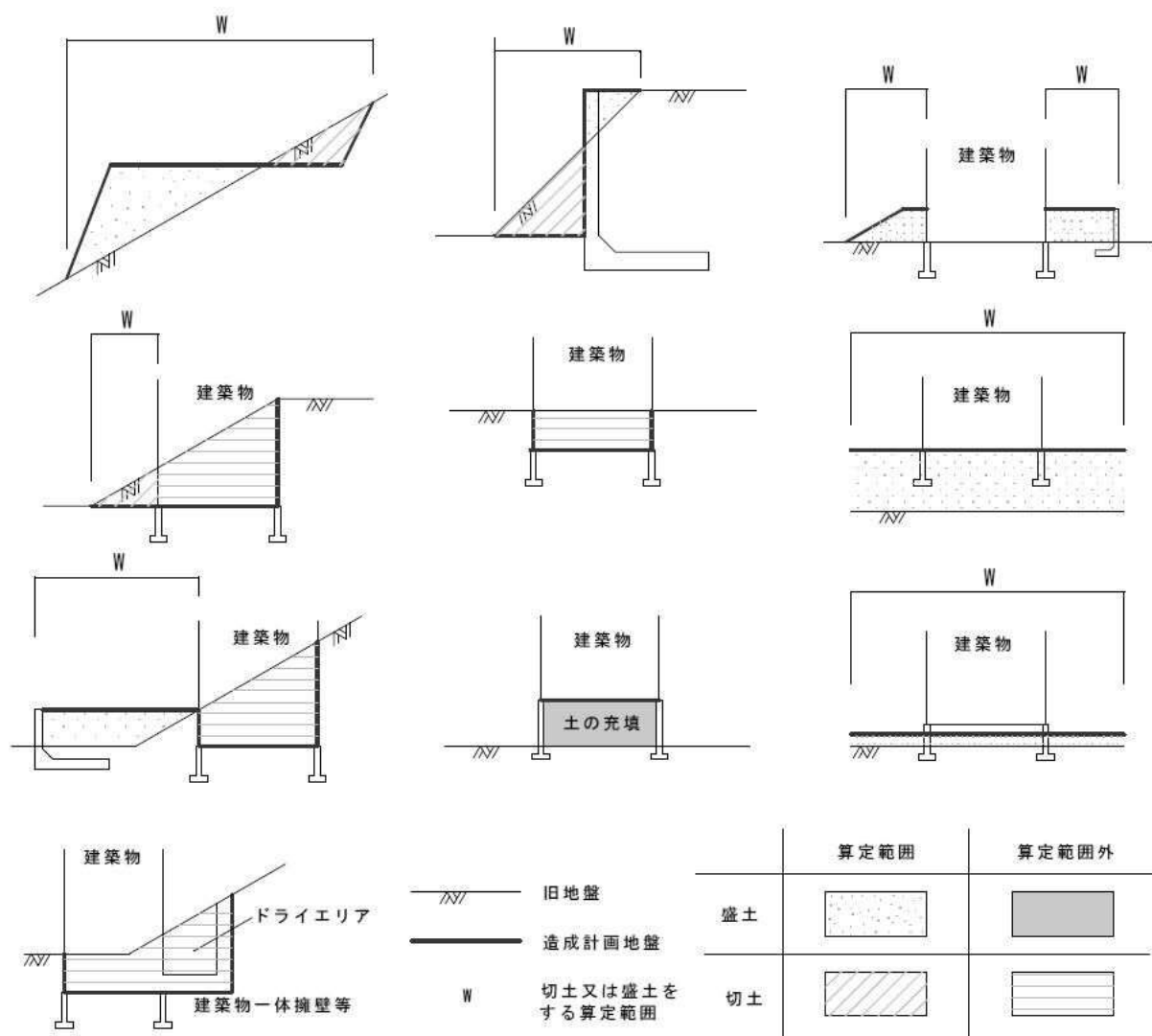
切土または盛土しア、イ、ウに述べた土地の部分に生ずる崖とは、地表面が水平面に対し 30 度を超える角度をなす土地で、これらの崖は法律で定められた技術的基準に適合する擁壁で覆わなければなりません。ただし、切土により崖が生じる場合は緩和規定があります。詳細は、宅地造成工事技術指針を参照してください。

(4) 切土または盛土する土地の面積（造成面積）

切土または盛土する土地の面積は、造成工事に伴い切土または盛土が生ずる部分の水平投影面積です。

ただし、建築物の建築自体と不可分な一体の工事と認められる切盛土は、造成面積に含まないものとします。

切土または盛土をする面積の算定範囲



3 宅地造成工事規制区域

法律が適用されるのは、「宅地造成に伴い災害が生ずるおそれ大きい市街地又は市街地になろうとする土地」の区域で市長が指定した区域です。本市においては、次の区域が規制区域として指定されています。(17 ページ参照)

千 種 区 内	10.60 k m ² (昭和 37 年 9 月 18 日指定)
昭 和 区 内	2.34 k m ² (昭和 37 年 9 月 18 日指定)
瑞 穂 区 内	2.06 k m ² (昭和 37 年 9 月 18 日指定)
守 山 区 内	12.18 k m ² (昭和 40 年 9 月 1 日指定)
緑 区 内	29.21 k m ² (昭和 38 年 11 月 29 日指定) 昭和 40 年 9 月 1 日指定
名 東 区 内 (旧千種区の一部)	15.55 k m ² (昭和 37 年 9 月 18 日指定)
天 白 区 内 (旧昭和区の一部)	17.00 k m ² (昭和 37 年 9 月 18 日指定)
計	88.94 k m ²

詳細については、宅地造成工事等規制区域図を住宅都市局建築指導部開発指導課で閲覧されるか、市民情報センター(名古屋市役所西庁舎 1 階)で販売しておりますのでご利用ください。また、名古屋市のホームページに各区の町名別で検索できる一覧表を掲載しているほか、名古屋市ウェブサイト「名古屋市建築情報マップ」にて確認することができますが、境界付近の場合は宅地規制担当までお問い合わせください。

(「名古屋市建築情報マップ」の URL : <http://www.shiteidourozu.city.nagoya.jp/kenchiku/>)

4 届出を要する工事等

- (1) 規制区域指定の際、その区域内において宅地造成に関する工事を施行しているときは、指定の日から 21 日以内に市長に届け出なければなりません(法第 15 条第 1 項)。
- (2) 規制区域内において次の工事を施行する時は、着工する日の 14 日前までに市長に届け出なければなりません(法第 15 条第 2 項)。

ア 高さが 2 メートルを超える擁壁の全部または一部の除却

イ 雨水その他の地表水を排除するための排水施設の全部または一部の除却

ウ 地滑り抑止ぐい等の全部または一部の除却

- (3) 規制区域内において宅地以外の土地を宅地に転用したときは、転用した日から 14 日以内に市長に届け出なければなりません(法第 15 条第 3 項)。

なお、届出を要する工事であってもそれが許可を要する場合は、届け出る必要はありません。

5 資格のある者の設計によらなければならない工事とその資格

- (1) 見かけ高が 5 メートルを超える擁壁の設置
- (2) 切土又は盛土をする土地の面積が 1,500 m² を超える土地における排水施設の設置

上記 (1)、(2) に該当する工事である場合には、次の資格のある者の設計によらなければなりません。(法第 9 条第 2 項)

ア 学校教育法による大学(短期大学を除く。)又は旧大学令による大学において、正規の土木又は建築に関する課程を修めて卒業した後、土木又は建築の技術に関して 2 年以上の実務の

経験を有する者であること。

イ 学校教育法による短期大学において、正規の土木又は建築に関する修業年限 3 年の課程（夜間において授業を行うものを除く。）を修めて卒業した後、土木又は建築の技術に関して 3 年以上の実務の経験を有する者であること。

ウ 学校教育法による短期大学若しくは高等専門学校又は旧専門学校令による専門学校において、正規の土木又は建築に関する課程を修めて卒業した後、土木又は建築の技術に関して 4 年以上の実務の経験を有する者であること。

エ 学校教育法による高等学校又は旧中学校令による中等学校において、正規の土木又は建築に関する課程を修めて卒業した後、土木又は建築の技術に関して 7 年以上の実務の経験を有する者であること。

オ 国土交通大臣が前各号に規定する者と同等以上の知識及び経験を有する者であると認めた者であること。

注 国土交通大臣が認めているのは次の者です。

（ア） 学校教育法による大学の大学院若しくは専攻科又は旧大学令による大学の大学院若しくは研究科に 1 年以上在学して土木又は建築に関する事項を専攻した後、土木又は建築の技術に関して 1 年以上の実務の経験を有する者

（イ） 技術士法による本試験のうち技術部門を建設部門とするものに合格した者

（ウ） 建築士法による 1 級建築士の資格を有する者

（エ） 土木又は建築の技術に関して 10 年以上の実務の経験を有する者で国土交通大臣の認定する講習を終了した者

なお、上記に該当する場合には、許可申請書に設計者の資格に関する証明書を添えてください。

6 工事完了の検査

許可を受けた工事が完了した時は、完了検査申請書を提出し、検査を受けなければなりません。検査の結果、その工事が技術的基準に適合していると認めた場合は、市長は検査済証を交付します。

7 監督処分と罰則

市長は、許可を受けずに工事を行っている者や技術的基準に適合しない工事を行っている者に対して、工事の施行の停止や防災措置をとることを命令することができます。

また、工事が行われたが許可や検査を受けていない宅地、検査の結果技術的基準に適合しないと認められた宅地の所有者等に対して使用の制限、禁止や防災措置をとることを命令することができます。なお、監督処分に違反した者、許可を受けずに宅地造成をした者、技術的基準に適合しない工事を行った場合の設計者や工事施行者、届出をしなかった者等は、懲役または罰金に処せられることがあります。

8 宅地保全の義務

規制区域内の宅地の所有者、占有者等は、崖崩れ等の災害が生じないように、その宅地を常時安全な状態に維持するように努めなければなりません。

なお、所有者、占有者等が、この義務を十分に果たさずその宅地が危険な状態となっている場合には、市長はその程度に応じて、防災措置をとることを勧告したり命令したりすることができます。勧告や命令を受けた者は、宅地防災工事のために必要な資金について、独立行政法人住宅金融支援機構から融資を受けることができる制度（独立行政法人住宅金融支援機構法第13条第1項第6号）があります。

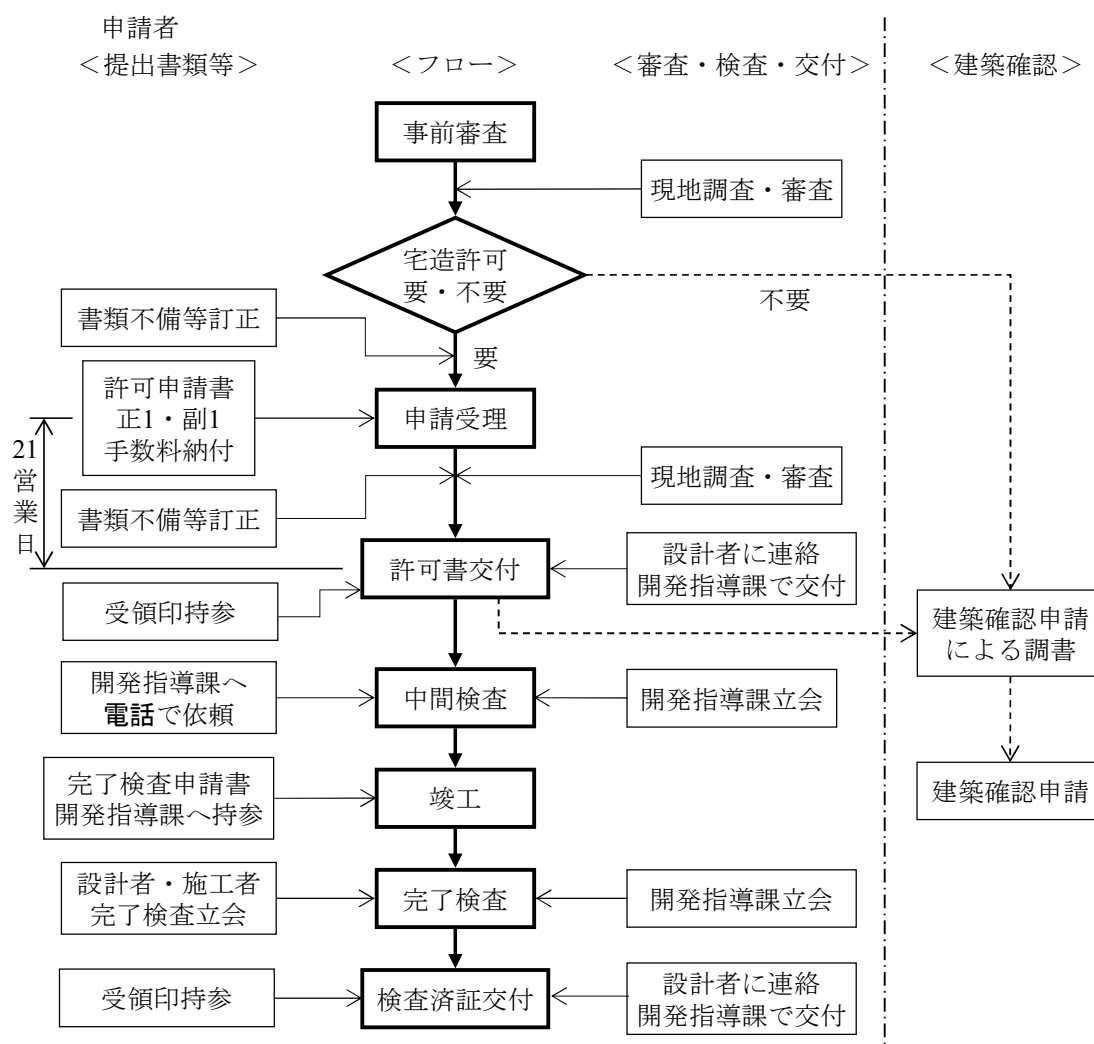
Ⅱ 許可申請から完了検査

宅地造成に関する工事を行うため市長の許可を受けようとするときは、「宅地造成に関する工事の許可申請書（正1部・副1部）」に次に説明する図面と書類を添えて、住宅都市局建築指導部開発指導課に提出してください。

なお、許可通知があるまでは工事に着手できませんので余裕をもって申請書を提出してください。（申請書の用紙は、名古屋市のホームページからダウンロードすることができます。）

1 申請手続き

事前審査から検査済証の交付まで



2 許可申請書の表紙の記入方法

- ① 「申請者 1, 2, 3」欄の、申請者、造成主、設計者又は工事施行者が法人である場合には、氏名は、その法人の名称及び代表者の氏名を記入してください。住所については、県名（政令指定都市を除く）から記入し、丁目及び番地等を省略しないでください。
- ② 「1 の造成主住所氏名」の欄は、土地所有者、宅地造成に関する工事の請負契約の注文者又は請負契約によらないで自らその工事をする者を記入してください。土地所有者以外が造成主となる場合は、土地所有者の承諾書を添付してください。
- ③ 設計者、工事施行者等が造成主に代わり申請者となるときは、造成主からの委任状を添えてください。
- ④ 「3 の工事施行者住所氏名」欄の工事施行者が未定のときは、未定と記入し、工事着手前までに決定し届け出てください。（第 5 号様式の 3）
- ⑤ 「4 の宅地の所在及び地番」の欄は、土地登記簿と同じ地名地番を詳細に記入してください。また、土地区画整理組合内ではブロック番号及び仮換地番号（原則として組合事務所備え付けの仮換地見取図による）を記入してください。
なお、行為区域が二筆以上にわたる場合は当該地番すべてを記入してください。
施工地区に造成協力地が含まれる場合は、その地番も記入し、隣地所有者の承諾書を添付してください。
- ⑥ 「5」、「6 のイ」、「6 のロ」および「6 のハ」の数値は、小数点第 3 位を四捨五入して、小数点第 2 位まで記入してください。
- ⑦ 「5 の宅地の面積」の欄は、「4」の欄の土地の総面積を記入してください。
- ⑧ 「6 のイ」の欄は、「5」の欄の面積のうち、実際に切土又は盛土をしようとする部分の水平投影面積を記入してください。この面積によって、申請手数料の額が定まります。
- ⑨ 「6 のハ」擁壁については、**許可を要する擁壁のみ**記入してください。盛土の場合は 1m を超えるもの、切土又は切盛の場合は 2m を超えるもののみを記入してください。同一擁壁が複数箇所にある場合は、まとめて記入してください。
（番号）—計画平面図と対照できるものとしてください。
（構造）—練積擁壁、鉄筋コンクリート（L 型、逆 T 型、逆 L 型等）擁壁、本市標準構造図による場合は構造図のタイプ（例：名古屋市型 L-2.0）を記入してください。また、認定擁壁を使用するときは、認定書に記載されている擁壁名とタイプを記入してください。
（高さ）—擁壁前面地盤面から天端背面地盤面までの垂直距離（見かけ高さ）を記入し、高さが順次変化する場合は、最小高さ～最大高さの範囲で表してください。
（延長）—許可を要する擁壁の施工延長を記入してください。
- ⑩ 「6 のニ」
（番号）—排水計画平面図の番号と同一としてください。
（種類）—U 字溝、L 形溝、排水管、枳等を記入してください。
（内のり寸法）—既製品は呼び名を記入してください。
（延長）—排水施設の施工延長又は個数を記入してください。
- ⑪ 「6 のホ」の欄は、施行令第 12 条に基づく擁壁で覆わないときの法面の角度と保護の方法について記入してください。（例—種子吹付、芝張り、モルタルの吹き付け等）

⑫ 「6 のへ」の欄は必要に応じた災害防止措置を記入してください。

(例―土留矢板、沈砂枳、防災調整池、仮排水路、がけ面シート被覆等)

⑬ 「7 のその他の必要な事項」の欄は、工事の施行にあたって、他の法令に基づく許認可が必要な場合に、その手続きの状況を記入してください。

(例―1.砂防指定地内行為許可申請中、2.区画整理地内行為許可申請中、3.風致地内建築申請中)

正

宅地造成に関する工事の許可申請書

宅地造成等規制法第8条第1項本文の規定による許可を申請します。 令和〇〇年〇〇月〇〇日 <u>申請日を記入してください</u> (あて先) 名古屋市長 申請者 氏名 ふりがな なごや たろう 名古屋 太郎				※手数料欄	
1 造成主住所氏名		名古屋市中区三の丸三丁目1番1号 名古屋 太郎 電話 052-961-1111			
2 設計者住所氏名		愛知県豊田市□□町〇〇番地 △一級建築士事務所 ◇◇ □□ 電話 0565-〇〇-××××			
3 工事施行者住所氏名		名古屋市北区志賀町二丁目△番地 〇〇建設株式会社 代表取締役 〇〇 ◇◇ 電話 052-×××-〇〇〇〇			
4 宅地の所在及び地番		名古屋市名東区社台一丁目◇◇◇番			
5 宅地の面積		907.36 平方メートル			
工 事 の 概 要	イ 切土又は盛土をする土地の面積	632.75 平方メートル			
	ロ 切土又は盛土の土量	切土	53.04 立方メートル		
		盛土	89.36 立方メートル		
	ハ 擁 壁	番号	構 造	高さ(見かけ)メートル	延 長メートル
		1-1	名古屋市型L-3.5	1.00~3.30	19.80
		2-1	間知石積Ⅱ70-3	2.00~2.90	32.50
		3-1	計算擁壁L-3.0	2.50~3.00	15.00
		(許可を要する構造物のみを記入してください)			
	ニ 排水施設	番号	種 類	内 法 寸 法 センチメートル	延 長メートル
		4-1	U形側溝	24×24	67.5
		5-2	管渠(VP)	φ10	12.0
		6-3	集水柵	30×30	6ヶ所
	ホ 崖面の保護の方法	法面30°以下、種子吹付け			
	ヘ 工事中の危害防止のための措置	仮設方法(土留矢板等)及び保安施設(防護さく等)			
ト その他の措置					
チ 工事着手予定年月日	年 (印) 月 日 許可日より				
リ 工事完了予定年月日	〇〇年 〇〇月 〇〇日				
ヌ 工程の概要	工事中の防災工、土工、擁壁工、建築工、排水工の順で施工				
7 その他必要な事項		(砂防法、区画整理、風致等の申請について記入)			
※ 受付 欄		※ 決 裁 欄		※許可に当たって付した条件	
				令和 年 月 日 指令住開指 第1 - 号 係員氏名	

(連絡先 〇〇設計 百合次郎 TEL □□)
FAX 〇〇

正		宅地造成に関する工事の変更許可申請書			
		令和 年 月 日 <u>申請日を記入してください</u>			※手数料欄
		(あて先) 名古屋市長 申請者 氏 名 ふりがな 名古屋 太郎 なごや たろう 宅地造成等規制法第 12 条第 1 項の規定による許可を申請します。			
1 宅地の所在及び地番		名古屋市名東区社台一丁目◇◇◇			
2 宅地の面積		907.36平方メートル			
3 工 事 の 概 要	(1) 切土又は盛土をする土地の面積	(変更前) 632.75 (変更後) 659.22平方メートル			
	(2) 切土又は盛土の土量	切土	53.44立方メートル		
		盛土	(変更前) 89.36 (変更後) 102.34立方メートル		
	(3) 擁 壁	番号	構 造	高さ(見かけ)メートル	延 長メートル
		1-1	鉄筋コンクリート造 (L-3.0)	1.00~3.00	10.00
		1-2	(変更前) 間知石積(Ⅱ70-3) (変更後) 間知石積(Ⅱ70-4)	1.00~3.00	10.00
	(4) 排水施設	番号	種 類	内のり寸法 センチメートル	延 長メートル
			変更なし		
	(5) がけ面の保護の方法	変更なし			
(6) 工事中の危害防止のための措置	変更なし				
(7) その他の措置	変更なし				
(8) 工程の概要	変更なし				
4 宅地造成に関する工事の許可番号		〇〇年〇〇月〇〇日 〇〇指令住開指 第1- 〇〇〇号			
5 変更の理由		工事計画の変更の為			
6 その他必要な事項		変更なし			
※ 受付 欄		※変更許可に当たって付した条件		※変更許可番号欄	
<u>変更後を赤字で記入し、変更前と対比させてください。</u> <u>変更のないところは「変更なし」と記入するか、</u> <u>当初許可申請通り記入してください。</u>		令和 年 月 日			
		指令住開指 第1- 号の			

(連絡先 担当 〇〇設計 百合次郎 TEL 〇〇)

注1 ※印のある欄は記入しないでください。

2 申請者が法人である場合は、氏名は、その法人の名称及び代表者の氏名を記入してください。

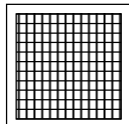
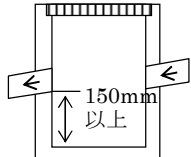
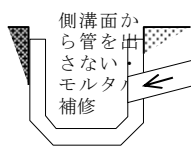
3 1 欄、2 欄及び3 欄は、変更前及び変更後の内容を対照させて記入してください。

4 6 欄は、宅地造成に関する工事を施行することについて他の法令による許可、認可等を必要とする場合のみ、その許可、認可等の手続の状況を記入してください。

備考 用紙の大きさは、日本工業規格 A4 とする。

3 許可申請書に添える図面

図面の名称	縮尺	表示事項	備考
施行位置図 (案内図)	1/2,500 以上	(1) 方位 (2) 施行地区 (赤線でもって囲む。) (3) 道路、河川等の公共施設、学校、人家、その他目標となるもの	
地形図 (現況図)	1/100 以上	(1) 方位 (2) 施行地区の境界 (赤線) (3) 施行地区内および周辺の道路、河川、水路その他公共の用に供する施設 (4) 施行地区内および周辺、境界附近隣地の建築物又は構造物、地形 (5) 施行地区内および周辺の各地盤高の表示、断面図における断面の位置とその記号	構造物とは擁壁、石積、塀、門、車庫、階段等
計画平面図	1/100 以上	(1) 方位 (2) 施行地区の境界 (赤線) (3) 切土、盛土をする土地の部分の着色 (切土は黄色、盛土は赤色) (4) 擁壁その他の構造物の位置、種類、高さおよび延長 (許可を要する擁壁は赤色に着色) (5) 法面の勾配および保護方法 (6) 宅地の計画高、造成しない部分の現況高、隣地地盤高 (7) BM の位置と高さおよび断面図における断面の位置とその記号	許可を要する擁壁のベースラインを点線で記入すること。 コーナー補強部分を明記すること。
排水計画平面図	1/100 以上	(1) 方位 (2) 施行地区の境界 (赤線) (3) 排水施設の位置、種類、形状、内法寸法、勾配、延長、流水方向 (4) 放流先河川または水路の名称および断面寸法 (5) 集水系統ブロック記号、流水方向 (6) 宅盤の仕上げ (コンクリート打ち・砕石敷等) (7) 複数箇所でも公共へ接続する場合、排水先の管理者との協議結果	宅地面積が 500㎡ 以上 の場合は、雨水排水計算書が必要です。 (経路は青色で着色)
宅地断面図	1/100 以上	(1) 測点番号 (2) 現況地盤高と計画地盤高 (3) 施行地区境界線 (赤線) (4) 法または擁壁その他の構造物の種類、見かけ高さ、天端高、および根入れ寸法 (許可を要する擁壁は赤色に着色) (5) 切土、盛土部分の着色 (切土は黄色、盛土は赤色)	現況地形線は細く、計画線は太く表示する。 断面箇所は形状の変化する箇所。 影響する隣地形状も表示する。
構 造 図	1/20～1/50	(1) 排水施設構造物 ア 開渠、暗渠、堰堤、人孔、集水枥、吐口、落差部構造等 (枥等は、泥溜め深さを 150mm 以上確保)	

図面の名称	縮尺	表示事項	備考
構 造 図	1/20～1/50	イ 形状と寸法 ウ 使用材料と品質 (2) 練石積擁壁構造物 ア 法勾配、高さ、根入れ深さ イ 石材の品質と寸法 ウ 裏込コンクリートの品質と寸法 (天端、地盤面及び基礎位置) エ 基礎構造の種類と寸法 オ 透水層の位置と寸法 (3) コンクリート擁壁構造物 ア 形状、寸法および根入れ深さ イ 使用コンクリート品質 ウ 水抜穴の位置、材質および寸法 エ 透水層の位置、構造および寸法 オ 伸縮目地の位置と材質 カ 基礎構造の種類と寸法 キ 天端より土羽を打つ場合はその勾配と高さ (4) 大臣認定擁壁 ア 大臣認定書と工場評定書を添付 イ 標準構造図を添付 (5) 透水マット使用のとき ア 透水マット協会の認定書を添付 イ 使用する製品の仕様書(施工要領書)を添付 (6) 法面の保護 ア 法面の勾配と高さ イ 保護の種類と構造等	   ・鉄筋コンクリート擁壁構造物の場合、鉄筋寸法とかぶり寸法、および配筋図 ・コーナー補強図
求 積 図	1/500 以上	地形図又は計画平面図を利用してもよい (1) 施行地区の面積(三斜法等) (2) 切土・盛土を行う土地の面積(三斜法、CADによる求積等) (3) 求積計算書および土量計算書	切土盛土区域の着色 切土 黄色 盛土 赤色
展 開 図	1/100 以上	(1) 擁壁の全高、見かけ高さ、根入れ寸法、延長および種類 (2) 水抜穴の位置は内径 75mm 以上、3 m ² に 1 箇所以上、原則下方に千鳥配置 (3) コーナー補強位置、伸縮目地位置、法面の高さ (4) 擁壁前面及び背面の計画地盤高	許可を要する擁壁部分を赤線で囲む。
公 図		(1) 方位 (2) 施行地区の境界(赤線) (3) 施行地区及び周辺の町名・地番 (4) 公図を保管する官庁名等 (5) 公図を写した年月日	公図は最新のもの(3ヶ月以内) 区画整理中のものは区画整理組合のブロック図

図面等には、名称および番号を付し、A4 版に折り、左綴じとしてください。

※ 土地区画整理組合においては、地番該当証明書及び仮換地については仮換地証明書、保留地については保留地証明書が必要です。

大規模造成の場合（造成面積 10,000 m²以上）は、下記の図面も併せて添えてください。

図面の名称	縮 尺	表 示 事 項	備 考
幹線排水路 縦断面図	H=1/100 以上 V=1/100 以上	(1) 測点番号 (2) 曲 線 (3) 単距離・追加距離及び切土・盛土の高さ (4) 現地盤高と計画地盤高 (5) 勾 配 (6) DL（基準線） (7) 施行地区境界線	測定距離は標準として 20m とする。 現況地形線は細く、計画線は太く表示すること。 区画整理組合など大規模造成に限る。
主要道路 縦断面図	H=1/100 以上 V=1/100 以上	(1) 測点番号 (2) 曲 線 (3) 単距離・追加距離及び切土・盛土の高さ (4) 現地盤高と計画地盤高 (5) 勾 配 (6) DL（基準線）	測定距離は標準として 20m とする。 現況地形線は細く、計画線は太く表示すること。
道路標準 横断面図	1/100 以上	(1) 幅員と勾配 (2) 中心線からの単距離及び追加距離 (3) 中心線からの高低差	

4 許可申請手数料

許可申請時に、下表に掲げる手数料（現金）を名古屋市指定金融機関、または市会計管理者等へ納めてください。納付書は、住宅都市局建築指導部開発指導課にあります。

変更許可申請の時の手数料は、造成面積の増減がない場合及び造成面積が減る場合は下表に掲げる手数料の額の二割、造成面積が増える場合は増えた面積に対する下表に掲げる手数料と変更前の許可時の造成面積に対する下表に掲げる手数料の二割を加算した手数料を納めてください。

宅地造成工事許可申請手数料

（平成 12 年 4 月 1 日施行）

切土又は盛土をする土地の面積				手数料の額（円）
500 m ² 以内のもの				12,000
500 m ² を超え	1,000 m ²	〃		21,000
1,000 m ²	〃	2,000 m ²	〃	31,000
2,000 m ²	〃	5,000 m ²	〃	47,000
5,000 m ²	〃	10,000 m ²	〃	67,000
10,000 m ²	〃	20,000 m ²	〃	110,000
20,000 m ²	〃	40,000 m ²	〃	170,000
40,000 m ²	〃	70,000 m ²	〃	250,000
70,000 m ²	〃	100,000 m ²	〃	340,000
100,000 m ² を超えるもの				420,000

手数料の減免

名古屋市宅地造成等規制法施行条例第 8 条により

- 一 公共団体、公益財団法人その他これに類する者が申請するとき 全額免除
- 二 公益上の必要、災害その他特別の事由があつて、市長がやむを得ないと認めた工事について申請するとき 市長がそのつど定める額の免除

以上、手数料の減免を受けようとする者は、第 13 号様式による手数料減免申請書を、許可の申請の際にあわせて提出してください。

5 他の法令との関連

- (1) 宅地造成等規制法により許可を受けなければならない宅地造成に関する工事の一環として行われる擁壁の設置工事については、建築基準法による工作物確認の必要はありません。
- (2) 都市計画法の開発許可を受けた宅地造成工事については、宅地造成工事の許可は必要ありません。
- (3) 以上のほかに他の法令との関連は定められていませんので次の点に十分注意してください。
 - ア 都市計画法、農地法、森林法、急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律、砂防法等の法令により宅地造成をすることを制限または禁止されている土地がありますので、あらかじめ調査してください。
 - イ 都市計画法、道路法、河川法、下水道法、砂防法、土地区画整理法、急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律等の法令により認可、許可、届出、同意等を必要とすることがありますのでそれぞれ別途に手続きを行ってください。
 - ウ 建築物の敷地にする目的で宅地造成に関する工事の許可を受けても、建築基準法による建築確認、道路の位置の指定が受けられないことがありますので、関係部局との打合せ等の後、宅地造成に関する工事の許可申請書を提出してください。

6 工事着手から完了まで

- (1) 許可通知書が手元に届きましたら、申請者（造成主）に付加された条件や設計図書を再確認した後、工事施行者等に許可通知書を示して、工事に着手してください。下記の事柄に十分注意して工事を行い、工事が完了したら完了検査を受けてください。
- (2) 工事着手にあたり、現場内の見やすい箇所へ規定の工事許可済表示板を掲示してください。
- (3) 中間検査

- ア 石積・ブロック積の基礎掘さくが完了したときおよび前面 GL まで積み上がったとき。
 - イ 鉄筋コンクリート擁壁の基礎掘さくが完了したときおよび底版、堅壁の配筋が完了したとき。
 - ウ コンクリート（重力式）擁壁の基礎掘さくが完了したときおよび型枠組立が完了したとき。
- （基礎掘さくの検査は、基礎碎石・栗石等の施工前に受けてください）

以上の工程に達したときは、必ず中間検査を受けてください。その他工事中に市係員が随時中間検査をし、種々の指示をすることがあります。

上記、ア、イ、ウに達する前に本市建築指導部開発指導課の区域担当係員に直接電話して、検査日時を打合せてください。検査の混み具合により御希望に沿えない場合があります。

(4) 工事写真の撮影

ア 施行前の宅地全景写真

イ 工事完了後に検査しがたい基礎、裏込コンクリート、透水層、配筋等はその箇所及び寸法（スタッフ、幅広テープ等をあてる）、擁壁躯体の出来形寸法がわかる写真。

ウ 施行後の宅地全景写真・義務擁壁の完了全景写真

エ 工事写真は、完了検査申請書提出時に 1 部提出してください。

オ 写真の提出がない場合は、完了検査のときに破壊検査をすることがあります。

カ 許可時に「工事写真撮影について」を渡しますので、撮影漏れのないように注意してください。

(5) 工事の設計の変更

工事の設計の変更をしようとするときは、原則変更の許可（第 5 号様式の 2）が必要になりますので、事前に本市建築指導部開発指導課の区域担当係員と打合せてください。

(6) 届出事項（Ⅰ 4 届出を要する工事等 に記載した事項は除く。）

ア 造成主・設計者・工事施行者の変更のとき（第 5 号様式の 3）。

イ 工事の着手予定年月日又は工事の完了予定年月日の変更のとき（第 5 号様式の 3）。

ウ 工事を中止し（排水施設工事を含む）、取りやめ、または再開するとき（第 9 号様式）。

(7) 宅地造成に関する工事の許可申請にかかる擁壁、排水施設、崖面の保護等の工事が完了したときは、工事の完了検査申請書を建築指導部開発指導課に提出して完了検査を受けなければなりません。検査の結果、その工事が技術的基準に適合していると認めた場合は、市長は検査済証を交付します。

もし、この検査を受けないとき、許可どおりの工事をしていないとき、許可を受けずに工事をしたとき等は、宅地の使用禁止や工事中止、工事のやり直し等の措置を受けることがあります。

また、建築物の新築、増築、改築の際、建築確認申請書に宅地造成等規制法による同意をすることができないこともあります。

(8) 長期間にわたる団地等造成工事の場合は、造成工事が工区単位で完成し、諸条件を満たすときは、その一部について完了検査を受けることができます。一部完了検査を受けるときは、一部完了検査申請書（第 11 号様式）を建築指導部開発指導課へ提出してください。

(9) 工事中は工事の状況等について市が報告を求めることがあります。

(10) 道路、河川等の占用や流末処理、隣接地等の相隣関係は工事着手の前に解決しておいてください。

様式第三

※受付 蘭
年 月 日
第 号

宅地造成に関する工事の完了検査申請書

宅 地 造 成 等 規 制 法 第 13 条 第 1 項 の 規 定 に
よ る 検 査 を 申 請 し ま す 。

令和〇〇年〇〇月〇〇日

(あて先) 名古屋市長

造成主 住所 名古屋市中区三の丸三丁目1番1号

氏名 名古屋 太郎

1 工事完了年月日	〇〇年〇〇月〇〇日
2 許可番号	〇〇指令〇〇〇第 〇-〇〇〇号 〇〇指令〇〇〇第 〇-〇〇〇号の〇
3 許可年月日	〇〇年〇〇月〇〇日 〇〇年〇〇月〇〇日
4 工事をした土地の所在及び地番	名古屋市名東区社台一丁目◇◇◇番
5 工事施行者住所氏名	名古屋市北区志賀町二丁目△番地 〇〇建設株式会社 代表取締役 〇〇 ◇◇
6 備考	立会者氏名連絡先 電話 〇〇〇-△△△△ 内線 □ 百合 次郎

〔注意〕 1 ※印のある欄は記入しないでください。

2 造成主又は工事施行者が法人である場合には、氏名は、その法人の名称及び代表者の氏名を記入してください。

備考 申請書は建築指導部開発指導課へ提出してください。

7 許可済表示板の掲示

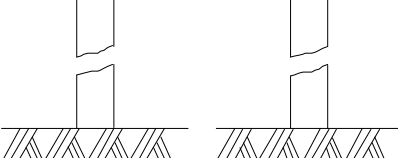
許可を受けた工事を行うときは、その工事の期間中、工事現場の見やすい箇所に次の表示板に必要な事項を記入して掲示してください。

宅地造成工事許可済表示板

35 cm 以上

25 cm 以上

宅地造成工事許可済	
許可番号	第 号
許可年月日	令和 年 月 日
工事期間	令和 年 月 日から 令和 年 月 日まで
工事箇所の所在及び地番	区 町 丁目 番地
造成主	住所 氏名 TEL
施行主	住所 氏名 TEL
	現場責任者
設計者	住所 氏名 TEL



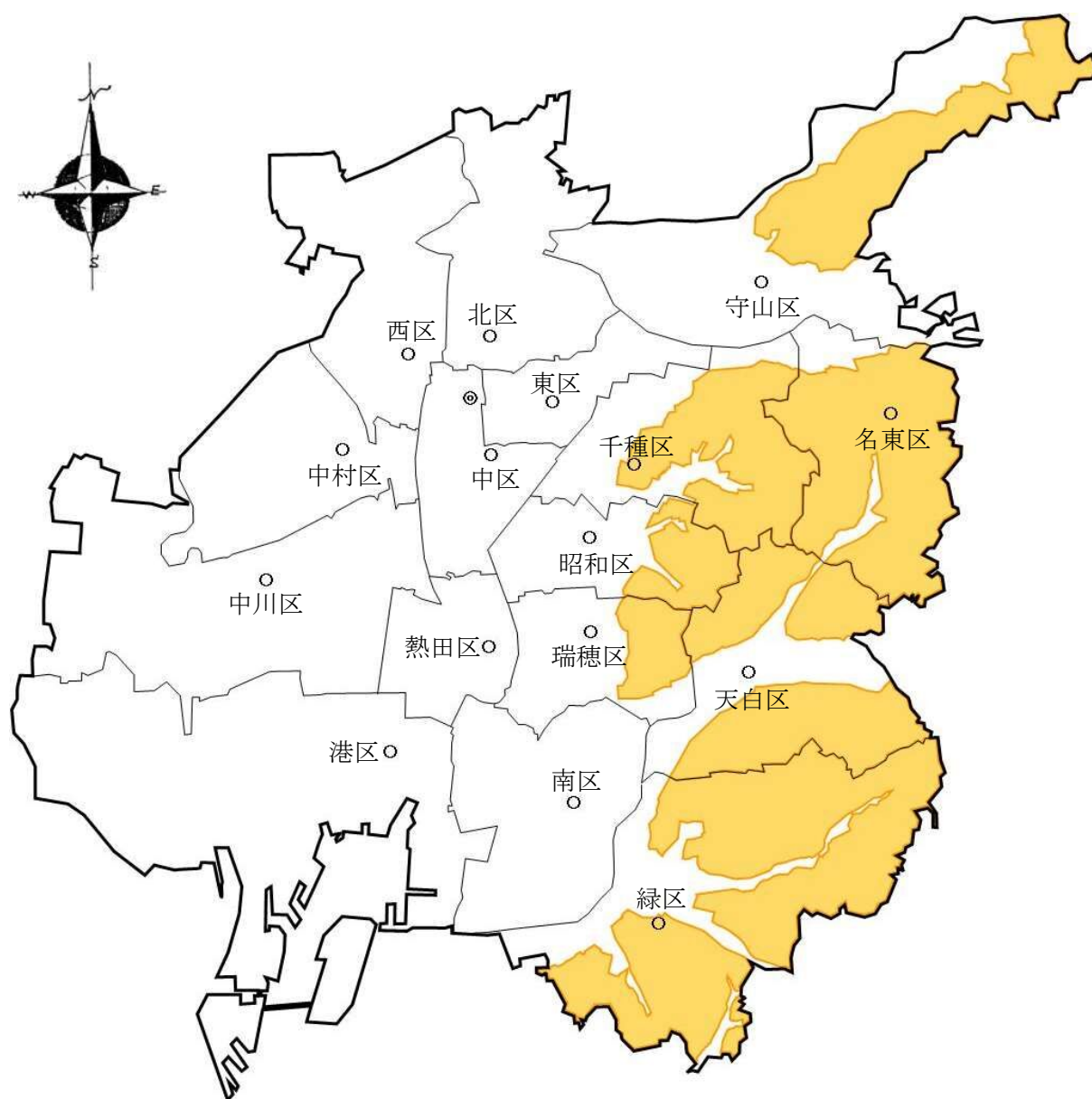
(注意)

1. 白地に黒字書きしてください
2. 見やすい場所へ掲示してください
3. できるだけ脚をつけ立ててください
4. 造成主の個人情報の記載は任意です

8 その他

- (1) 申請書受付から許可になる日までの標準的な日数は 21 営業日です。なお、書類の不備により市より訂正等を求められたときは、早速訂正等をしていただかないと許可が遅れ、工事にかかれませんし、不許可になることがありますのでご注意ください。
- (2) その他宅地造成に関して詳細が知りたい方、相談したい方は、「宅地造成等規制法」、「宅地造成等規制法施行令」、「宅地造成等規制法施行規則」、「名古屋市宅地造成等規制法施行条例」、「名古屋市宅地造成等規制法施行細則」、「宅地造成工事技術指針」等を参照されるか、住宅都市局建築指導部開発指導課宅地規制担当（TEL 972-2733）へお問い合わせください。

宅地造成工事規制区域図



(凡例)

 : 宅地造成工事規制区域

(問合せ先)

名古屋市住宅都市局

建築指導部開発指導課宅地規制担当 <052>-972-2733

名古屋市ウェブサイト「名古屋市建築情報マップ」

(<http://www.shiteidourozu.city.nagoya.jp/kenchiku/>)

にて確認することができます。